

山口県報

平成29年
10月31日
(火曜日)

目 次

○告示

鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正（五件）（自然保護課）……………一

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正（自然保護課）……………三

休猟区の指定（自然保護課）……………三

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正（六件）（自然保護課）……………四

猟区の認可（自然保護課）……………六



山口県告示第三百七十八号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和三十六年山口県告示第五百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百七十九号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第八百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

岐波鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 宇部市床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目、大字西岐波及び大字東岐波の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 八二二ヘクタール）

岐波鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

岐波鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

壁島鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市壁島全域及び同市豊北町大字神田から豊北町大字神田上に至る土地の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇〇ヘクタール）

壁島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

壁島鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

笠佐鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百八十号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第七百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

長谷鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市菊川町大字久野の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇〇ヘクタール）

長谷鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

長谷鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十一号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和五十二年山口県告示第九百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

台道鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 防府市大字台道の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六〇五ヘクタール）

台道鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

台道鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

歌野鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市菊川町大字上岡枝、菊川町大字貴飯及び菊川町大字下岡枝の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、一八一ヘクタール）

歌野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

歌野鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和六十二年山口県告示第八百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

鑄銭司南鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市陶及び鑄銭司の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇五ヘクタール）

鑄銭司南鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

鑄銭司南鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

むつみ鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字吉部上及び大字高佐下の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六七ヘクタール）

むつみ鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

「平成三十九年十月三十一日」に改める。

むつみ鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

山口県告示第三百八十三号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第八百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

壁島鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中「豊北町大字神田の」を削る。

壁島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百八十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称 来巻・下松休猟区

二 区域 下松市昭和町二丁目、昭和町二丁目、東陽五丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、東和一丁目、東和二丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、桃山町、大字切山、大字

来巻、大字河内、大字西豊井及び大字東豊井の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、八二七ヘクタール）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 我河内休猟区

二 区域 山口市阿東地福下の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、七六一ヘクタール）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 殖生休猟区

二 区域 山陽小野田市大字殖生、大字福田及び大字山野井の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九〇五ヘクタール）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 開作休猟区

二 区域 下関市豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、豊田町大字佐野及び豊田町大字殿居の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、五九八ヘクタール）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 御茶山休猟区

二 区域 萩市大字佐々並の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七三七ヘクタール）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 名称 天頂山休猟区
 - 二 区域 萩市大井の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 九〇〇ヘクタール)
 - 三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 名称 鞍見山休猟区
 - 二 区域 萩市大字明木の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 七四九ヘクタール)
 - 三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 名称 鯨ヶ岳休猟区
 - 二 区域 萩市大字山田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、二二〇ヘクタール)
 - 三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十五号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(昭和四十六年山口県告示第八百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

佐山特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。
二 区域 山口市佐山の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二〇六ヘクタール)

佐山特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。
佐山特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十六号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第七百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

室積特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。
二 区域 光市大字室積村の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八五ヘクタール)
室積特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。
室積特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(昭和六十二年山口県告示第八百九十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

八幡池・大堤特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 美祢市美東町赤の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七ヘクタール）

八幡池・大堤特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

八幡池・大堤特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口秋吉台公園自転車道特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 美祢市秋芳町秋吉、秋芳町岩永下郷、秋芳町岩永本郷及び秋芳町別府の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二二四ヘクタール）

山口秋吉台公園自転車道特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

山口秋吉台公園自転車道特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

成瓜特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 長門市日置上の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二八〇ヘクタール）

成瓜特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

成瓜特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県長門農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十八号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第八百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

厚狭中央特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市大字山川及び大字山野井の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二四六ヘクタール）

厚狭中央特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

厚狭中央特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十九号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成九年山口県告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

中須南特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 周南市大字中須南の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三三三ヘクタール）

中須南特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。
中須南特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

光島田川特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 光市浅江一丁目、上島田二丁目、上島田四丁目、上島田六丁目、木園一丁目、島田二丁目、島田四丁目、島田六丁目、島田七丁目、中島田二丁目、中島田三丁目、三井二丁目、三井三丁目、三井四丁目、三井六丁目、三井八丁目、宮ノ下町、大字浅江、大字島田、大字立野及び大字三井の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二六五ヘクタール）

光島田川特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

光島田川特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十九年山口県告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 美祢市大嶺町西分の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成二十九年十月三十一日」を「平成三十九年十月三十一日」に改める。

十一日」に改める。
四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定に基づき、次のとおり猟区の認可をする。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 猟区の名 称

周防大島猟区

二 区 域

大島郡周防大島町の区域（笠佐島の区域を除く。）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 猟区設定者の名 称

周防大島町

五 事務所的位置

大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

六 入猟承認料

一人一日につき六千円